

令和7年度

重点事業実施プラン



千葉市緑消防署

ちばし みどり しょうぼうしょ

令和7年度緑消防署重点事業実施プラン

1 趣旨

この重点事業実施プランは、令和7年度に緑消防署が重点的に取り組む施策を明記した組織としての方針であり、緑消防署を運営するための指針となるものです。

本市は厳しい社会経済情勢、人口減少社会、超高齢社会の到来など、より高度な行政判断を要する状況に直面していますが、引き続き、市民の安全・安心を守るために、この組織としての方針に基づき、掲げた目標の達成に向けて、すべての職員が総力をあげて取り組むことにより、消防行政のレベルアップを目指します。

また、市民等との情報共有や説明責任を果たす観点から、この重点事業方針をウェブサイトで公表して市民等の理解を広め、「市民と共に歩む消防」を目指します。

2 緑消防署の運営方針

近年、甚大化・頻発化する土砂・風水害や巨大地震などの発生が危惧される中、市民の生命、身体及び財産を守る消防の果たす役割は、ますます増大しています。

また、救急需要が増大したことにより、搬送先医療機関の決定に長時間要する事案が頻発するなど、本市の救急業務へ大きな影響を及ぼしています。

このような多岐にわたる災害から市民の安全・安心を守り、緑消防署の使命を達成するために、令和7年度の運営方針を次の3項目とします。

運営方針1 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

複雑多様化・大規模化するあらゆる災害から、市民の生命・身体・財産を守るために、常日頃から訓練に精励し消防・救助体制の充実強化を図ります。

また、救急サービスの向上を図るため、ＩＣＴを用いた救急活動の効率化及び救急救命士を含む救急隊員への教育訓練を推進します。

運営方針2 あらゆる災害に対応するための消防体制の整備

地域消防防災の中核的役割を担う消防団との連携を強化するとともに防火防災や救急車の適正利用などについて、効果的に市民の意識や行動に働きかけるための積極的な消防広報を推進します。

さらに、すべての職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備し、ワークライフバランスを実現することで、仕事の効率を上げ、職員の健康維持と生活の充実を図ります。

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

急速に進む少子高齢化の中、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防火意識の普及啓発と住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の推進、大規模地震時における電気火災の抑制に効果的な感震ブレーカーの普及促進を図ります。

さらに、火災危険の高い防火対象物に対する査察の推進、効果的かつ効率的な査察実施体制の構築を図ります。

3 地域特性

緑区は、千葉市東南部に位置し、面積は6区の中で2番目に大きな区です。

都川の上流部や村田川周辺には貴重な自然が残されるとともに、農業が盛んであり、これらで構成される田園地域が広がっています。

交通ネットワークについて、公共交通では、区を東西に貫く形でJR外房線が、また西端部には京成電鉄千原線がそれぞれ通っております。自動車交通では、千葉外房有料道路、主要地方道千葉大網線が区を東西に貫く形で通っています。

鎌取駅南部のおゆみ野や土気駅南部のあすみが丘においては、土地区画整理事業により計画的な街並みが形成され、宅地化や大型商業施設の進出により、現在も人口増加が続いているとともに、官民連携により整備した産業用地など、ゆとりある空間を活かした産業の立地が進んでいます。

緑消防署では、このような地域特性に適切に対応するため、各種施策を実施していきます。

<緑区基礎データ>

面 積	66.25 km ²	
人口・世帯数 (令和7年1月1日現在)	人口：128,878人（男性：62,603人、女性：66,275人） 世帯数：53,371	
消防署・出張所の配置	緑消防署 緑消防署誉田出張所 緑消防署土気出張所 緑消防署越智出張所 緑消防署あすみが丘出張所	緑区おゆみ野3-15-1 緑区誉田町2-26-1 緑区土気町1299-4 緑区越智町1701-6 緑区あすみが丘8-19-9
火災発生件数 (令和6年中)	34件（前年比+10件）	
救急出動件数 (令和6年中)	7,938件（前年比△44件）【参考】21.7件/日	

施策体系

【緑消防署重点事業方針】

運営方針 1 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

【重点施策】

【重点目標】

1 大規模災害等に備えた
消防活動体制の充実強化

- 1 消防体制の充実強化
- 2 災害対応力の強化
- 3 航空消防防災体制の強化
- 4 地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化

2 市民の安全・安心を
守る救急体制の充実強化

- 5 応急手当普及啓発活動及び救急車の適正利用の推進
- 6 救急業務高度化の推進

運営方針 2 あらゆる災害に対応するための消防体制の整備

3 各種施策の推進による
消防基盤の整備

- 7 “市民に身近な消防”を目指すための消防広報の充実強化
- 8 内部統制の確実な運用

4 人材育成及び働きやす
い職場環境づくりの推進

- 9 人材育成と不祥事防止対策の推進
- 10 ワーク・ライフ・マネジメントの推進及び健康管理対策の
推進

運営方針 3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

5 市民の安全・安心な暮
らしを守る火災予防行政
の推進

- 11 住宅防火対策の推進
- 12 消防法令違反の早期是正の推進
- 13 危険物製造所等の保安確保
- 14 火災調査体制の充実強化

運営方針 1 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

重点目標 1 大規模災害等に備えた消防活動体制の充実強化

重点施策 1 消防体制の充実強化

＜重点取組事項＞

- ① 災害現場における指揮体制の強化を図ります。
- ② 各種災害に対応するため、部隊・隊員の災害対応技術の向上を図ります。
- ③ 大規模災害時における災害即応体制及び活動体制の充実強化を図ります。
- ④ 特殊災害（C B R N E 災害・多数傷病者災害）対応能力の向上を図ります。

【成果指標】

- ①
 - ・道路狭隘地域における建物火災を想定した図上訓練 3回
(実施率 100% 自署及び隣接を含む)
- ②
 - ・消防技能管理基準 B級以上 100%
 - ・警防技術大会訓練、活動基準に基づく訓練及び火災対応訓練
 - ・風水害対応訓練 1回
- ③
 - ・大規模災害対応訓練 参集訓練 1回、方面指揮本部運営訓練 1回
- ④
 - ・C B R N E 災害対応訓練 座学 1回、図上訓練 1回、実動訓練 1回
 - ・C B R N E 研修会への積極的参加 3回
 - ・多数傷病者災害対応訓練 座学 1回、図上訓練 1回、実動訓練 1回

◆事業展開

通年	消防技能管理基準訓練・活動基準訓練
通年	警防計画等に基づく図上訓練・火災対応訓練
4月	道路狭隘地域における建物火災を想定した図上訓練
4月～5月	大規模災害対応訓練（参集訓練・方面指揮本部運営訓練）
5月	風水害対応訓練
7月	C B R N E 災害対応訓練
10月～	警防技術大会に向けた訓練
2月	多数傷病者災害対応訓練



■ C B R N E 災害対応訓練

重点施策2 災害対応力の強化

＜重点取組事項＞

- ① 国際消防救助隊員としての教育訓練を実施し、育成を図ります。
- ② 特別高度救助隊としての応援体制及び大規模災害対応能力強化を図ります。
- ③ 消防救助活動時の連携強化を図ります。

【成果指標】

- | | | |
|---|---------------------|-----------|
| ① | ・国際消防救助隊習熟訓練 | 50回 |
| | ・国際消防救助隊千葉県連携訓練への参加 | <u>1回</u> |
| | ・県内国際消防救助隊員との個別合同訓練 | <u>6回</u> |
| ② | ・緊急消防援助隊連携訓練 | <u>6回</u> |
| | ・救助技術研修 | <u>4回</u> |
| ③ | ・各種救助事象想定訓練 | <u>6回</u> |
| | ・消防隊との連携救助訓練 | <u>2回</u> |

◆事業展開

通年	各種救助事象想定訓練
通年	国際消防救助隊習熟訓練
4月～11月	県内国際消防救助隊登録消防本部との個別合同訓練
10月	国際消防救助隊千葉県連携訓練（市原市）
12月	緊急消防援助隊連携訓練
1月	消防隊との連携救助訓練
2月～3月	救助技術研修



■国際消防救助隊習熟訓練



■緊急消防援助隊連携訓練

重点施策3 航空消防防災体制の強化

＜重点取組事項＞

- ① 連携航空救助員を対象とした習熟訓練を実施し、災害対応能力の向上を図ります。

【成果指標】

- ① ・連携航空救助員を対象とした習熟訓練の実施 8回

◆事業展開

通年

連携航空救助員を対象とした訓練の実施



■連携航空救助訓練



■航空連携訓練

重点施策 4 地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化

＜重点取組事項＞

- ① 消防団の災害対応能力の向上を図ります。
- ② 各行事等において市民と消防団が身近に触れ合う機会を提供します。
- ③ 消防団員入団促進活動に取り組みます。

【成果指標】

- | | | |
|---|----------------------|------------|
| ① | ・消防隊と消防団との連携した災害活動訓練 | <u>1回</u> |
| | ・消防操法指導 | <u>10回</u> |
| | ・方面指揮本部運営訓練への参加 | <u>1回</u> |
| ② | ・各種イベントにおける消防団員の参加協力 | <u>4回</u> |
| ③ | ・各種イベントにおいて消防団への入団促進 | <u>4回</u> |

◆事業展開

- | | |
|------|------------------------------|
| 4～5月 | 千葉市消防団消防操法大会訓練指導 |
| 5月 | 消防団対策方面本部運営訓練 |
| 9月 | 消防隊と消防団との連携した災害活動訓練
救急フェア |
| 11月 | 秋季消防演習
ふるさとまつり |
| 3月 | 消防フェア |



■消防団と連携した災害活動訓練

重点目標 2 市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化

重点施策 5 応急手当普及啓発活動及び救急車の適正利用の推進

＜重点取組事項＞

- ① 地域の自主救護能力を向上させるため、応急手当普及啓発活動を推進します。
- ② 真に救急車を必要とする市民のため、市民団体等と連携し救急車の適正利用を推進します。

【成果指標】

- ① ・救命講習年間受講者数 1,300 人
- ② ・救命講習会・救急フェア等を通じて救急車適正利用に関する広報の実施 3回

◆事業展開

通年	救命講習の開催
9月	救急フェア
11月	秋季消防演習
3月	消防フェア



■応急手当普及啓発活動

重点施策 6 救急業務高度化の推進

＜重点取組事項＞

- ① I C T（救急情報共有システム）を活用した救急業務を推進します。
- ② 救急隊員の教育訓練を推進します。

【成果指標】

- ① ・救急情報共有システムを活用し、救急活動時間（入電から帰所）の短縮
平均 100 分以内
- ② ・救急隊員の再教育及び所属教育訓練の実施

◆事業展開

通年	市立青葉病院救急ワークステーション及び研修協力医療機関での再教育
5月	救急隊現場活動マニュアル研修
6月	P A連携活動訓練
10月	小児科救急教育
2月	航空隊との連携活動訓練



■ I C T を活用した救急業務

運営方針2 あらゆる災害に対応するための消防体制の整備

重点目標3 各種施策の推進による消防基盤の整備

重点施策7 “市民に身近な消防”を目指すための消防広報の充実強化

＜重点取組事項＞

- ① 防災対策、火災予防対策等の重要性について、市民の認識を高め、安全・安心のまちづくりを推進します。
- ② 様々な市民のニーズに応えるため、積極的な消防広報を展開します。消防局ウェブサイトや市政だよりへの掲載、また、SNS等の広報媒体を有効に活用し、消防行政に対する理解と信頼の向上に努めます。

【成果指標】

- ① • 消防行政への理解・信頼、防災対策、火災予防対策等の重要性について、市民認知度を向上させるための広報実施 3回
- ② • 各種広報媒体を用いた広報実施 3回

◆事業展開

通年	各種広報媒体への投稿
9月	救急フェア
11月	秋季消防演習
3月	消防フェア

重点施策8 内部統制の確実な運用

＜重点取組事項＞

- ① リスク対策を反映させた業務マニュアル等による事務管理及び業務の標準化に取り組むことにより、事務処理等の適正性の確保に努めます。

【成果指標】

- ① • 財務事務に関するリスク発生件数 0件

重点目標 4 人材育成及び働きやすい職場環境づくりの推進

重点施策 9 人材育成と不祥事防止対策の推進

＜重点取組事項＞

- ① 専門的知識の習得等に係る各種研修会への参加を促し、人材の育成を推進します。また、千葉市学習管理システムを活用し、知識・技術の修得に努めます。
- ② 不祥事防止対策を推進します。

【成果指標】

- | | | |
|---|------------------------------|-----------------|
| ① | ・専門的知識の習得等に係る各種研修会への参加 | <u>1回／人</u> |
| | ・千葉市学習管理システム受講数 | <u>6コンテンツ／人</u> |
| ② | ・所属長による所属全職員の面談の実施 | <u>1回／人</u> |
| | ・服務倫理に関する所属教育の実施 | <u>1回</u> |
| | ・不祥事防止のためのコンプライアンス検討会の実施 | <u>2回</u> |
| | ・職員の非違行為による懲戒処分(免職・停職・減給・戒告) | <u>0件</u> |

◆事業展開

通年	専門的知識の習得又は資格取得に係る各種研修会への参加
4月～12月	千葉市学習管理システムによる学習
5月～6月	所属長による全所属職員との面談
6月～10月	不祥事防止のためのコンプライアンス検討会
12月	管理職員による服務倫理に関する所属教育



■管理職による服務倫理研修の状況

重点施策 10 ワーク・ライフ・マネジメントの推進及び健康管理対策の推進

＜重点取組事項＞

- ① 所属長のマネジメント力の発揮や職員の意識改革を通じて、業務や働き方の見直しを図りワーク・ライフ・マネジメントを推進します。
- ② 男性職員の育児への関与度合いを向上させます。
- ③ 健康管理対策に係る知識の向上を図るとともに、心身の健康障害の予防、早期発見・治療を推進します。

【成果指標】

- | | |
|---|---|
| ① | ・月 45 時間を超える時間外勤務が年 6 回を超える職員 <u>0 人</u> |
| | ・年間の時間外勤務が 360 時間を超える職員 <u>0 人</u> |
| ② | ・育児休業取得率 <u>100%</u> |
| ③ | ・保健指導実施率 <u>100%</u> |
| | ・定期健康診断結果による二次検診受検率 <u>100%</u> |
| | ・産業医又は保健師による高ストレス者への面接・相談実施率 <u>100%</u> |
| | ・メンタルヘルスケア研修の受講率 <u>100%</u> |
| | ・勤務間インターバル 11 時間未満が月 2 回を超える職員 <u>0 %</u> |

◆事業展開

- | | |
|----|------------------------|
| 通年 | 時間外勤務時間数の把握と管理の徹底 |
| 通年 | 定期健康診断（二次検診を含む）の早期受診徹底 |
| 通年 | 各種メンタルヘルス研修への参加促進 |



■ 健康管理研修の状況

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

重点目標5 市民の安全・安心な暮らしを守る火災予防行政の推進

重点施策11 住宅防火対策の推進

<重点取組事項>

- ① 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の設置並びに適切な維持管理の推進及び感震ブレーカーの普及啓発を図ります。
- ② 幼少年から高齢者まで各世代で必要とされる防火知識の普及啓発を図ります。

【成果指標】

- | | | |
|---|----------------------|-----------------------------------|
| ① | ・啓発活動のためのイベントの開催及び参加 | <u>3回</u> |
| ② | ・住宅防火教育 | |
| | 未就学児 | <u>16回</u> ※管内未就学児施設 46 施設 |
| | 小学生 | <u>16回</u> (全小学3年生対象) ※管内小学校 16 校 |
| | 中学生 | <u>3回</u> ※管内中学校 8 校 |
| | 成人、高齢者 | <u>45回</u> |

◆事業展開

- | | |
|-----|--|
| 通年 | 幼少年向け住宅防火教育は、消防庁舎見学時又は消防訓練立会時の機会に実施。成人、高齢者向け住宅防火教育は、防火防災訓練立会時の機会に実施。 |
| 9月 | 救急フェア |
| 11月 | ふるさとまつり |
| 3月 | 消防フェア |



■住宅防火指導の状況

重点施策 12 消防法令違反の早期是正の推進

＜重点取組事項＞

- ① 自動火災報知設備未設置等の重大な消防法令違反（以下「重大違反」という。）対象物及び消防用設備点検結果未報告等の消防法令違反（以下「特定違反」という。）対象物に対する違反是正を推進します。
- ② 高度かつ専門的知識を必要とする査察業務の質を確保するため、予防技術資格者の育成を推進します。

【成果指標】

- ①
 - ・重大な消防法令違反^{※1}対象物に対する違反是正達成率 100%
 - ・特定違反が継続する違反対象物^{※2}に対する違反是正達成率 100%
 - ・年間査察実施率 100%
- ②
 - ・予防技術検定受検者に対する教育 3人

※1 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は避難器具（特定一階段等防火対象物に限る）を設置及び維持しなければならないもののうち、当該消防用設備等が設置されていないと認められたもの又は設置している場合においてその主たる機能が喪失していると認められたもの。

※2 令和6年度に立入検査により是正指導を行った違反対象物

◆事業展開

通年	中央消防署の検査支援 281 件 (立入検査 21 件、通信査察 260 件)
5月～	立入検査 51 件
6月～	通信査察 589 件
10月～	違反処理 21 件
11月～	予防技術検定の受検者教育 若年層職員・査察課程入校者・初任科実務研修者へのOJT

重点施策 13 危険物製造所等の保安確保

＜重点取組事項＞

- ① 危険物製造所等の基準適合状況、維持管理状況及び危険物の貯蔵又は取扱いに係る保安を確保します。

【成果指標】

- ①
 - ・危険物製造所等に対する立入検査実施率 100%

◆事業展開

6月	査察実施計画に基づく危険物製造所等に対する立入検査の実施 63 施設
11月	移動タンク貯蔵所に対する路上査察（千葉南警察合同）

重点施策 14 火災調査体制の充実強化

＜重点取組事項＞

- ① 火災調査に係る各種研修等に積極的に参加させるとともに、火災調査資格者の指導による所属教養を実施し、職員の知識・技術の向上に努めます。
- ② 火災調査資格者を育成増員し、火災調査体制の充実強化を図ります。
- ③ 火災調査から得られた調査結果を有効活用し、類似火災防止と火災原因の解明を図ります。

【成果指標】

- ①
 - ・所属教養（調査資器材の取扱い及び鑑識要領）の実施 120人
 - ・火災調査に係る集合研修 10回
 - ・火災現場等における実地研修への積極的な参加 4人
- ②
 - ・火災調査資格者の増員 1人
- ③
 - ・火災原因不明率 4%以下（火災原因不明／火災件数）
 - ・類似火災防止や各種消防対策のため、火災調査から得られた結果を有効活用（火元者・事業所等への指導・助言、各係への情報提供及び市民への広報活動） 100%（指導・助言／火災件数）

◆事業展開

- | | |
|-----|-------------------|
| 通年 | 火災現場等における実地研修 |
| 通年 | 火災調査に係る集合研修 年 10回 |
| 5月～ | 火災調査資格者の増員 |



■火災調査に係る所属教養(Skype活用)



■火災調査に係る鑑識